

カザフスタン共和国  
特許法

2019年10月28日法律No. 268-VI までの改正

目次

第1章 総則

- 第1条 本法における用語の定義
- 第2条 本法が規律する関係
- 第3条 本法の適用範囲
- 第4条 発明、実用新案及び意匠を保護するための国家機関
- 第4-1条 専門家機構
- 第5条 産業財産権事項の法的保護

第2章 産業財産権事項に関する特許要件

- 第6条 発明に関する特許要件
- 第7条 実用新案に関する特許要件
- 第8条 意匠に関する特許要件

第3章 創作者及び特許を受ける権利を有する者

- 第9条 産業財産権事項の創作者
- 第10条 特許を受ける権利を有する者

第4章 産業財産権事項を使用する排他的権利

- 第11条 産業財産権所有者の排他的権利及び強制ライセンスの要件
- 第11-1条 産業財産権事項の排他的権利の移転
- 第12条 特許所有者の排他的権利に対する侵害とならない行為
- 第13条 先使用权及び暫定的な法的保護
- 第14条 産業財産権事項を使用する権利の許諾
- 第14-1条 排他的権利の移転及び産業財産権事項を使用する権利の許諾を登録するための条件
- 第14-2条 オープンライセンス
- 第15条 特許所有者の排他的権利に対する侵害

第5章 保護証書の発行手続

- 第16条 保護証書を取得するための出願
- 第17条 発明保護証書を取得するための出願
- 第18条 実用新案特許を取得するための出願
- 第19条 意匠特許の付与を求める出願
- 第20条 産業財産権事項の優先権

- 第 21 条 出願人が自発的にする出願の補正
- 第 22 条 発明出願の審査
- 第 23 条 実用新案特許出願の審査
- 第 24 条 意匠特許出願の審査
- 第 25 条 産業財産権事項の登録；保護証書の発行
- 第 26 条 保護証書の付与の詳細の公告
- 第 27 条 出願の取下
- 第 28 条 出願の変更

#### 第 6 章 保護証書の消滅又は更新

- 第 29 条 保護証書に対する異議申立
- 第 30 条 保護証書の無効及び早期終結
- 第 31 条 特許有効性の回復，中用権

#### 第 7 章 創作者，出願人又は特許所有者の権利の保護

- 第 32 条 審判委員会
- 第 32-1 条 異議申立に関する，審判委員会の却下理由
- 第 32-2 条 審判請求の審理
- 第 32-3 条 審判委員会の決定における誤記及び明らかな技術的誤りの訂正
- 第 32-4 条 審判請求の不審理
- 第 33 条 裁判による紛争の解決
- 第 34 条 創作者，出願人又は特許所有者の権利に関する侵害の責任

#### 第 8 章 最終規定

- 第 35 条 法定手数料
- 第 36 条 特許弁護士
- 第 36-1 条 特許弁護士の権利と義務
- 第 36-2 条 特許弁護士証明書の撤回又は抹消
- 第 37 条 産業財産権事項の国際登録
- 第 38 条 外国の個人，法人又は無国籍者の権利

## 第1章 総則

### 第1条 本法における用語の定義

本法においては、下記の定義を使用する。

- 1) 排他的権利 - 財産権であって、特許所有者にその産業財産権事項をその裁量に従って使用する権利を与えるもの
- 2) 公報 - 産業財産権事項の保護に関する公式な定期出版物
- 2-1) ユーラシア出願 - 1994年9月9日のユーラシア特許条約に従ってされる出願
- 3) 知的財産権事項 - 知的活動の成果並びに経済的取引の当事者が提供する、商品、作品又は役務の自他識別手段
- 4) 保護証書 - 本法に従って付与される革新特許、発明特許、意匠特許及び実用新案特許を含む。
- 6) ライセンス契約 - 特許所有者(ライセンサー)が他の当事者(ライセンシー)に、特定の方法で産業財産権事項を一時的に使用する権利を付与する契約をいう。
- 7) 産業財産権事項 - 発明、実用新案及び意匠をいう。
- 7-1) 職務上の産業財産権事項 - 従業者によって、その職務又は雇用者による特定の任務の遂行中に創作された発明、実用新案、意匠をいう。
- 8) パリ条約 - 1883年3月20日のパリ条約であって、その後の修正及び変更が加えられているもの
- 9) 特許所有者 - 保護証書の所有者
- 10) 特許性の条件 - 本法に基づいて、産業財産権事項に対して付与される保護に関する条件
- 11) 特許された産業財産権事項 - 正式な保護証書によって保護されている産業財産権事項
- 12) 特許弁護士 - 主管官庁又は専門家機構に対して、個人又は法人を代表する権限を与えられている、カザフスタン共和国の国民
- 13) 国際出願 - 1970年6月19日の特許協力条約に従ってされる出願

### 第2条 本法が規律する関係

- (1) 本法は、産業財産権事項の創作、法的保護及び使用から生じる財産権及び個人的非財産関係を規律する。
- (2) 上記以外の知的財産権事項(新品種、半導体集積回路の回路配置、商標、サービスマーク、原産地名称、他)に係る保護は、他の法律による。

### 第3条 本法の適用範囲

- (1) 本法の規定は、所管官庁が発行した正式な保護証書によって保護されている産業財産権事項又はカザフスタン共和国が当事国である条約に従って付与された特許によって保護されている産業財産権事項に適用する。
- (2) カザフスタン共和国が批准した条約が本法と異なる規定をしている場合には、当該条約が優先する。

#### 第4条 発明、実用新案及び意匠を保護するための国家機関

(1) 発明、実用新案及び意匠を保護するための国家当局(以下、所管官庁という)は、発明、実用新案及び意匠を公式に規制するために、カザフスタン共和国政府によって指定された国家機関とする。

(2) 所管官庁は、下記のことを行う。

- 1) 産業財産権の法的保護の分野において国家政策の実施に関わること
- 2) 次を作成し、承認すること
  - ・ 産業財産権事項についての出願の審査に関する規則
  - ・ 発明の国家登録簿、実用新案の国家登録簿及び意匠の国家登録簿における産業財産権事項の登録並びに保護証書とその副本の交付に関する規則
  - ・ 特許の無効及び早期終結
  - ・ 排他的権利の移転、産業財産権事項を使用する権利の許諾及びオープンライセンス又は強制ライセンスの、関係する国家登録簿への登録に関する規則
  - ・ 関係する国家登録簿の抄録提供に関する規則
  - ・ 審判委員会による審判請求の審理に関する規則
  - ・ カザフスタン共和国が批准した国際条約に基づく産業財産権事項についての出願の検討に関する規則
  - ・ 証明委員会に関する規制
  - ・ 審判委員会に関する規制
  - ・ 上訴委員会に関する規制
- 3) 産業財産権事項の登録に関する情報を公報に公告するための手続の決定
- 4) 特許弁護士候補者の証明及び適格者の特許弁護士登録簿への登録
- 5) 証明委員会、審判委員会及び上訴委員会の業務の管理
- 6) 本法、カザフスタン共和国の他の法律並びにカザフスタン共和国の大統領及びカザフスタン共和国政府による法令に規定する他の権限を行使すること

#### 第4-1条 専門家機構

(1) カザフスタン共和国政府の決定により、機関の法的形態が事業運営権を有する共和国の国営企業として設立された専門家機構は、次のような機構の業務において所管官庁に従属する。

- 1) 産業財産権登録出願の審査
- 2) 関係する国家登録簿における産業財産権事項の登録並びに保護証書及びその副本の交付、  
特許の無効及び早期終結の遂行
- 3) 排他的権利の移転、産業財産権事項を使用する許諾の付与並びにオープンライセンス又は強制ライセンスの関係する国家登録簿への登録
- 4) 関係する国家登録簿及び公報の運営並びに機構のインターネットサイト上でのこれらの情報の公開
- 5) 関係する国家登録簿の抄録提供
- 6) 産業財産権事項の登録に関する情報の公報への公告
- 7) 利害関係人の請求に基づく登録された産業財産権事項に関する情報の検索

8) カザフスタン共和国が批准した国際条約に基づく産業財産権事項についての出願の検討

9) カザフスタン共和国の法律により禁止されていない他の業務の遂行

(2) 専門家機構は、所管官庁と連携し、産業財産権事項の保護の分野における業務手数料を承認するものとする。ただし、当該業務の提供のために機構に生じた費用の全額回収を保証し、損失を発生させず、機構の収入から費用が賄われることを条件とする。

## 第5条 産業財産権事項の法的保護

(1) 発明、実用新案又は意匠についての権利は特許によって保護される。

(2) 実用新案についての特許は、その出願についての審査の後に付与される。

発明又は意匠についての特許は、出願についての方式審査及び実体審査の後に付与される。

特許は、優先権、創作者身分及び産業財産権事項に関する排他的権利を証明する。

(3) 発明特許は出願日から20年間、有効とする。

許可及び通知に関するカザフスタン共和国の法律に定める規定において許可証の取得を必要とする医薬品、農薬に関する発明に関しては、排他的権利及びそれを証明する特許の有効期間は、特許所有者の請求により延長を受けることができる。ただし、5年以下とする。

上記期間は、発明特許の出願日から発明の使用が最初に許可された日までに経過した期間の5年未満の期間が延長される。

実用新案特許は出願日から5年間、有効とする。その有効期間は、特許所有者の請求により、3年以下の延長を受けることができる。

意匠特許は出願日から15年間、有効とする。その有効期間は、特許所有者の請求により、5年以下の延長を受けることができる。

発明特許、実用新案特許及び意匠特許の期間延長に関する手続は、所管官庁が定める。

(4) 発明又は実用新案に関する保護の範囲は、特許クレームによって決定されるが、意匠に関する特許によって付与される保護の範囲は、物品の外観に表示された本質的特徴によって決定される。説明書及び図面は、発明又は意匠のクレームを解釈するために使用することができる。

生産方法に関する保護は、その方法による直接的結果である生産物にも適用する。

反証がない限り、新たな生産物は、保護されている方法から生じたものとみなす。

(5) 保護証書を取得する権利、出願登録から生じる権利、保護証書を所有する権利並びに保護証書から生じる権利は、その一部又は全部を第三者に移転することができる。

(6) 国家によって秘密と宣言されている産業財産権事項については、本法に基づく法的保護を付与されない。

秘密の産業財産権事項の取扱に関する手続は、所管官庁が決定する。

## 第2章 産業財産権事項に関する特許要件

### 第6条 発明に関する特許要件

(1) 法的保護は、新規であり、非自明であり、かつ、産業上利用可能である発明のみが受けることができる。

発明は、それが関連する先行技術に含まれていない場合には、新規であるとみなされる。発明は、それが関連する技術において通常の技量を有する者にとって自明でない場合には、非自明であるとみなされる。

先行技術は、発明の優先日前において、公衆が利用できる全ての情報を含む。

発明又は実用新案に係る出願の新規性を決定するために適用される先行技術の範囲は、カザフスタン共和国において先にされた、発明及び実用新案の出願(取り下げられていないことを条件とする)並びにカザフスタン共和国において発明及び実用新案に対して付与された特許を含む。

発明は、それが産業、農業、公衆衛生等において使用することができる場合には、産業上利用可能であるとみなす。

(2) 保護を受けることができる発明は、如何なる分野におけるものであれ、物(装置、物質、微生物菌株、動植物の細胞培養)、方法(有形対象物を有形手段によって変更する方法)に関する技術的解決並びに公知の物又は方法を新たな目的又は新規の物を特定の目的で使用することを含む。

(3) 下記のものは特許性を有する発明とは認められない。

- 1) 発見、科学の理論、数学の方法
- 2) 事業組織及び運営技術
- 3) 記号、一覧表及び法則
- 4) 知的活動又は遊戯の規則及び技術
- 5) コンピュータプログラム又はアルゴリズム自体
- 6) 設備、建物、風景の設計
- 7) 製造された物品の外観のみに係る提案
- 8) 公の秩序、人道的原理又は道義に反する提案

(4) 発明の特許性は、その発明に関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該の者から直接又は間接に当該情報を取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示には、パリ条約同盟国の領土における、公の又は公式に認められた国際博覧会における発明の展示を含める。ただし、その発明に関する出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

### 第7条 実用新案に関する特許要件

(1) 実用新案は、如何なる分野におけるものであれ、物(装置、物質、微生物菌株、動植物の細胞培養物)、方法(有形資源を使用して有形対象物に影響を与える方法)及び公知の物若しくは方法を新規の目的で利用すること又は新規の物を特定の目的で利用することに関する技術的解決手段を含むが、人又は動物を処置するための診断、治療及び手術の方法を除く。実用新案は、それが新規であり、産業上利用可能である場合には、法的保護を付与される。実用新案は、その本質的特徴の全体が先行技術水準によって予測されない場合には、新規と

みなす。

技術水準は、クレームされている実用新案の優先日前に、類似の機能を有する手段に関して世界の何れかの場所で公開され、公衆が利用できるあらゆる種類の情報並びに先の優先権を有することを条件として、カザフスタン共和国において提出された発明及び実用新案の出願（取り下げられたものを除く）及びカザフスタン共和国において特許されている類似の機能を有する発明及び実用新案を含む。

実用新案は、それが実務上使用することができる場合には、産業上利用可能であるとみなされる。

(2) 実用新案の新規性は、それに関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該情報を前記の者から直接又は間接に取得した者によるものによっては影響を受けないものとし、その開示は、パリ条約同盟国の領土における公の又は公式に認められた国際博覧会における実用新案の展示を含む。ただし、その実用新案の出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

(3) 本法第6条(3)に記載した事項に関するものは、実用新案としての保護を受けることができない。

## 第8条 意匠に関する特許要件

(1) 物品の外観を決定する工業的又は小規模職人産業の芸術品及び設計品は、意匠に係する。意匠は、それが新規であり、独創的である場合には、法的保護を付与される。意匠は、物品の図面に反映されたその本質的特徴の全体が、意匠の優先日前に世界で公開されている情報から公知でない場合には、新規である。意匠の新規性を確認する場合には、(優先日からの)他人によってカザフスタン共和国において先にされた同一の意匠に関する取り下げられていない出願及びカザフスタン共和国において特許された意匠を考慮する。意匠は、その本質的特徴が物品の特徴の創作性を決定する場合には、独創的であると認められる。

(2) 下記事項に関するものは、保護を受けることができる意匠には含まれない。

1) 専ら、物品の技術的機能に起因するもの

2) 建築物(小規模建築形態に関するものを除く)、産業用構造物、水力構造物及びその他の恒久構造物

4) 流体、液体、乾燥物質等の不安定な形状

5) 公の秩序、人道的道理又は道徳に反するもの

(3) 意匠の特許性は、それに関する情報の開示であって、出願人(創作者)によるもの又は当該情報を直接又は間接に前記の者から取得した者によるものには影響を受けない。その開示には、パリ条約同盟国の領土における公の又は公式に認められた国際博覧会における意匠の展示を含む。ただし、その意匠の出願が開示又は展示の日から6月以内にされることを条件とする。この事実についての立証責任は、出願人が負う。

### 第3章 創作者及び特許を受ける権利を有する者

#### 第9条 産業財産権事項の創作者

(1) 本人の創造的努力によって産業財産権事項を開発した個人は、その産業財産権事項の創作者とみなされる。

(2) 2以上の個人が産業財産権事項の創作に貢献した場合には、それらの個人全員がその事項の創作者(共同創作者)とみなされる。共同創作者の権利の行使条件は共同創作者間の契約によって決定される。

個人の貢献が産業財産権事項について創作的であるとはみなされない場合、すなわち、創作者に対して技術的、組織的又は財務的な支援を提供するか又は個々の事項若しくはその使用に係る権利の登録に関する支援に限られている場合には、その個人は創作者とはみなされない。

(3) 創作者権は、永続的保護の対象であり、移転不能の人格権である。

(5) カザフスタン共和国における革新活動への意識を促し高めるために、所管官庁は、科学、国家による工業革新活動支援の分野における他の所管官庁及び関連団体と協力し、毎年恒例の「シャパガット(Shapagat)」コンテストの要項を作成し、決定する。本コンテストは、社会的かつ経済的に重要で競争力があり、環境にやさしい発明を選出し、最も重要で広範に使用されている発明の創作者に「名誉ある発明者」の称号を授けることを目的とする。

#### 第10条 特許を受ける権利を有する者

(1) 保護証書は下記の者が取得することができる。

1) 産業財産権事項の創作者

2) (2)に定める雇用者

3) 譲受人を含む、権利の承継人

4) 上記の者の連帯人であって、それらの者の間に合意が成立している場合

(2) 雇用者と従業者の間の契約に別段の定めがある場合を除き、職務上の産業財産権事項についての保護証書を取得する権利は、雇用者に属する。

(3) 創作者と従業者の間の契約に別段の定めがある場合を除き、発明、実用新案及び意匠についての保護証書を取得する権利は、創作者が創作した発明、実用新案及び意匠がその個人的職務又は雇用者から受けた特定の任務の遂行に関連しないが、雇用者の情報並びに技術的及びその他の手段の使用を伴う場合には、創作者に属する。

職務上の産業財産権事項が、雇用者の従業者でない者を含む2以上の者の共同創作作業から生じた場合には、職務上の産業財産権事項に関する当該者の権利は前記雇用者その他の創作者により締結された契約によって規定される。

職務上の産業財産権事項が、契約に基づく2以上の雇用者の共同作業の結果として創作者によって創作された場合には、前記職務上の産業財産権事項についての雇用者の権利はそれらの者の間の契約によって決定される。

(4) 職務上の産業財産権事項を創作した場合には、創作者は、創作された産業財産権事項を明らかにした日から1月以内に、前記事実について雇用者に書面によって通知しなければならない。

通知書は、創作者によって署名され、下記情報を含んでいなければならない。



- 1) 創作者の姓、名及び(存在している場合は)父称並びに職業
- 2) 職務上の産業財産権の対象の名称
- 3) 創作に係る条件及び場所、用途
- 4) 十分に作成されており、かつ、発明を明らかにし、その種類を明確にし、雇用者の活動における産業財産権事項の利用可能性を評価することができる説明書

雇用者は創作者が提出した職務上の産業財産権事項の創作についての通知を提出日に受理し登録する義務を負い、創作者にこの件について書面によって通知しなければならない。

出願の登録に必要な説明及びその他の情報が十分でない場合には、雇用者は従業者に対し、職務上の産業財産権事項についての追加資料を請求する権利を有し、当該資料は、当該請求の受領日から1月以内に提供しなければならない。この場合には、(7)に定める期限は停止され、請求された情報が受領されたときに再開される。

(5) 雇用者が従業者によって、雇用者が保護証書の付与を受ける権利を有する職務上の産業財産権事項について通知されていない場合には、(7)に定める期限は、雇用者がその創作を知った日から開始する。

職務上の産業財産権事項の創作の事実が雇用者によって発見された場合には、雇用者は創作者に書面によって通知する義務を負う。それとともに、職務上の産業財産権事項についての保護証書の付与を受ける権利が雇用者に属する場合には、雇用者は、出願の開始を創作者に通知しなければならない。創作者は、雇用者の請求により、職務上の産業財産権事項に関する出願の処理に必要な追加情報及び創作者の一覧を書面によって提供しなければならない。

(6) 雇用者は、出願をした後に職務上の産業財産権事項についての保護証書を取得すること又は保護証書の効力を維持することをしない場合には、それについて創作者に書面によって適時に通知し、保護証書の付与を受ける権利又は受領した保護証書を創作者に無償で与えなければならない。

(7) 雇用者が、創作者による通知を受けた後4月以内に、出願をせず、出願をする権利を他人に移転せず、かつ、産業財産権事項を秘密にしておく旨の決定を創作者に通知しなかった場合には、創作者は、保護証書の付与を受ける権利を有する。この場合には、雇用者は、特許所有者との契約に基づいて、自己の生産において対応する産業財産権事項を使用する優先権を有する。

(8) 何れの当事者も、他の当事者に通知している場合を除き、職務上の産業財産権事項に関する権利を確保するために、専門家機構に対し、保護証書の付与を受けるための出願をする権利を有さない。

(9) 職務上の発明、実用新案又は意匠についての創作者に対する報酬の支払に関する額、条件及び手続は、創作者と雇用者の間の契約によって決定される。職務上の発明、実用新案又は意匠の創作における創作者及び雇用者の貢献を測ることができない場合には、創作者に対する報酬の支払に関する額、条件及び手続は、カザフスタン共和国の法律によって決定される。

## 第4章 産業財産権事項を使用する排他的権利

### 第11条 産業財産権所有者の排他的権利及び強制ライセンスの要件

(1) 特許所有者は保護されている産業財産権事項をその裁量で使用する排他的権利を有する。

保護されている産業財産権事項を使用する排他的権利は、特許所有者が、公報における保護証書公開についての公告の日から保護証書の有効期間中、行使することができる。

(2) 産業財産権事項の使用は、保護を受けている産業財産権事項を含む製品の製造、利用、輸入、販売の申出、販売、商業目的によるその他の流通又は当該目的のための所持並びに保護を受けている方法の使用を含む。発明又は実用新案のクレームの独立項目として記載されている、発明又は実用新案の全ての要素又はその使用開始時に、関連する先行技術に含まれているその同等物を、生産物が含んでおり、また、方法が使用されているときは、生産物は保護を受けている発明又は実用新案を含んでおり、その方法が使用されているとみなす。保護を受けている方法の使用とは、その方法によって製造された生産物を、商業目的により流通させること又はその目的で所持することを意味する。

物品が、意匠の本質的特徴のすべてを示している場合には、その物品は保護を受けている意匠を実施しているとみなす。

(3) 特許所有者は産業財産権事項を使用する義務を負う。

2以上の者が保有している証書によって保護されている産業財産権事項を使用する権利は、当事者間の契約によって決定される。そのような契約がない場合には、特許所有者各人はその裁量において、保護を受けている対象を使用することができるが、他の当事者の承諾を得ないでは、ライセンス又は移転することができない。

特許所有者は産業財産権事項に、それが特許を受けている旨の通知を記載することができる。

(4) 特許所有者が産業財産権事項を継続的に使用しておらず、かつ、請求日から90日以内に合理的な商業的条件でライセンス契約を締結することを拒絶する場合には、何人も、強制的非排他ライセンスを付与するよう裁判所に申し立てることができる。ただし、産業財産権事項についての保護証書の付与の詳細が最初に公告されてから、当該申立日に先立つ3年間、産業財産権事項が継続的に使用されていない場合に限られる。特許所有者が不使用の正当な理由を証明しない場合には、裁判所は前記ライセンスを付与し、その際、使用範囲及び条件、支払の金額及び手続を決定する。支払金額は、確立した慣行に従って決定されるライセンスの市場価値を下回ってはならない。

強制的非排他ライセンスは下記の事情がある場合にも発行される。

1) 国家の安全又は公衆衛生の保護を確保することが必要である場合

2) 特許所有者がその排他的権利を濫用し、特許所有者の承諾を得た他人による当該排他的権利の濫用を助長する場合

半導体技術に関する発明を使用するための本項の規定に従う強制的非排他ライセンスの割当は、国家及び公共の利益のためのその非商業的使用又は競争の分野におけるカザフスタン共和国の法律の要件に違反していると裁判によって認められた条件の変更のためにのみ許可される。

強制的非排他ライセンスは主として、カザフスタン共和国の国内市場の必要を満たすために

発行されるが、当該ライセンスが、カザフスタン共和国が批准した国際条約に従って、製造施設が存在しないか又は不足している領域に特許医薬品又は特許方法によって取得された医薬品を輸出する目的で、医薬品又は医薬品の製造方法について請求された場合を除く。

強制ライセンスを付与された者は、産業財産権事項を使用する権利を、前記主題を使用する事業とともにする場合に限り、他人に移転することができる。

強制ライセンスの効力は、当該ライセンスの付与の原因となった事情が消滅した場合には、裁判所が無効にすることができる。

(5) 特許所有者が産業財産権事項についての他の保護証書の所有者の権利を侵害することなしには、その産業財産権事項を使用することができず、後者が、受諾可能な商業的条件に基づくライセンス契約を締結する提案をしないときは、前者は、カザフスタン共和国においてその産業財産権事項を使用するための強制的非排他ライセンスを得るために裁判所に申し出ることができる。

特許所有者が産業財産権事項についての他の保護証書の所有者の権利を侵害することなしには、その産業財産権事項を使用することができず、前者がその産業財産権事項が、他の保護証書の所有者が所有する産業財産権事項に比し、重大な経済的価値を有する顕著な技術的成果であることを証明した場合には、裁判所はその主張者に強制的非排他ライセンスを付与することができる。

裁判所が上記の強制ライセンスを付与するときは、他の当事者が所有する、保護を受けている産業財産権事項の使用に関する範囲及び期間を定めるとともに、ライセンス料の金額及び支払条件を定める。ライセンス料は、一般の取引において設定される金額を下回ることができない。

本項に従って取得される、産業財産権事項を使用する権利は、ライセンスされた権利の対象である産業財産権事項に関する保護証書と共にする場合に限り、移転することができる。

本項により強制ライセンスが発行される場合には、その権利をライセンスする保護証書の所有者は、強制ライセンスの主題である従属的発明を使用するライセンスを取得することができる。

(14) 産業財産権事項についての保護証書及び/又は保護証書を取得する権利は、相続すること又は承継により取得することができる。

(15) 特許所有者は、出願日に対応する日に、所定の効力維持年金を納付しなければならない。

保護証書の効力維持に係る最初の納付は、保護証書の付与に関する詳細の公告日から2月以内にしなければならない。出願日から開始して、過年次分の納付を含む。

(16) カザフスタン共和国領域内で有効なユーラシア特許を維持するための手数料は、所管官庁によって定められる。

#### **第 11-1 条 産業財産権事項の排他的権利の移転**

(1) 特許所有者は、契約に基づき他の個人又は法人に自身の産業財産権事項の排他的権利を移転する権利を有する。

産業財産権事項の排他的権利を移転する契約は、排他的権利の存続期間中に書面により締結されなければならない。

(2) 産業財産権事項の排他的権利の移転は、関係する国家登録簿に登録される。

## 第12条 特許所有者の排他的権利に対する侵害とならない行為

特許所有者の排他的権利に対する侵害についての免責事由は、下記のものを含む。

- 1) 保護を受けている産業財産権事項を含んでいる物品の、外国の輸送手段(外洋又は河川用船舶、宇宙又は陸上における交通手段)の構造又は運行における使用、ただし、当該手段が移動中であるか又は偶然にカザフスタン共和国内に入っている場合において、その交通手段の運行のために使用されることを条件とする。その輸送手段がカザフスタン共和国の輸送手段の所有者に互恵的権利を与えている国の国民又は法人に属している場合には、そのような作業は、特許所有者の排他的権利を侵害するとはみなさない。
- 2) 保護を受けている産業財産権事項が組み込まれた物に関する科学研究又は科学実験の実施、ただし、当該科学研究又は実験の目的が対価を得ることでない場合に限られる。
- 3) 緊急事態(自然災害、大惨事又は大事故)における前記物品の使用、ただし、特許所有者に対して速やかに通知をすること及びその後、特許所有者に対して公正な対価を支払うことを条件とする。
- 4) 前記物品の個人、家族、家庭のための又はそれ以外の非営利目的での使用
- 5) 薬局における、処方された医薬の調剤における一回の使用
- 6) 保護を受けている産業財産権事項を含んでいる物品のカザフスタン共和国への輸入、カザフスタン共和国における使用、販売の申出、販売、それ以外の商業目的の流通又は当該目的での所持、ただし、それが特許所有者又は特許所有者の同意を得た者によりカザフスタン共和国に商業目的で流通していることを条件とする。

## 第13条 先使用权及び暫定的な法的保護

(1) 産業財産権事項と同一の解決手段であって、その優先日前に独立して開発されたものをカザフスタン共和国において誠実に使用していた者又は当該使用のための必要な準備をしていた者は、使用範囲を拡大しないことを条件として、同一事項を無償で、引き続き使用する権利(先使用权)を有する。

先使用权は、前記の、解決手段が使用されていたか又は必要な準備がされていた事業と共に移転する場合に限り、移転することができる。

(2) 産業財産権事項の使用を、その事項の優先日後であるが、革新特許、発明特許、意匠特許又は実用新案特許に関する通知の公告日前に開始していた者は、特許所有者からの要求があったときは、その使用を停止しなければならないが、当該使用から生じた損害に関しては、特許所有者に対する補償を必要としない。

(3) 公の又は公式に認められた国際博覧会において展示された産業財産権事項は、その展示日から保護証書についての通知の最初の公告日まで暫定的な法的保護を受けるが、その事項に関する出願が博覧会における展示日から6月以内にされることを条件とする。

(4) (3)に定める期間中に産業財産権事項を使用する者は、保護証書が付与された後、特許所有者に対して補償金を支払わなければならない。補償金額は、当事者間の契約によって決定される。当事者は、和解契約又は調停手続における紛争(抵触)の解決に関する契約によって事件を終結させることができ、その契約書は、当事者によって署名され、裁判所によって承認されなければならない。

## 第14条 産業財産権事項を使用する権利の許諾

(1) 特許所有者ではない者は誰でも、特許所有者(ライセンサー)の許可を得てライセンス契約、包括起業家ライセンス契約又はライセンス契約の条件を含むライセンサーとのその他の任意の契約(以下、総称して「ライセンス契約」という)に基づき、保護された産業財産権事項を使用する権利を有することができる。

(2) ライセンス契約は、産業財産権事項を使用する権利をライセンシーに許諾するライセンサーの規定を含む。

1) 産業財産権事項を使用するライセンサーの権利及び他者にライセンスを許諾する権利を保持すること(単純非排他ライセンス)

2) 他者にライセンスを許諾する権利を持たず、産業財産権事項を使用するライセンサーの権利を保持すること(単純ライセンス)

3) 産業財産権事項を使用するライセンサーの権利を保持せず又は他者にライセンスを許諾する権利を保持すること(排他ライセンス)

ライセンス契約が使用条件を定めていない場合、産業財産権事項の使用について単純非排他ライセンスを許諾する。

ライセンシーは、ライセンス契約に別段の定めがない限り、カザフスタン共和国の領土にわたり産業財産権事項を使用する権利を有する。

産業財産権事項を使用する権利の有効期間は、ライセンス契約に定義されるものとし、当事者双方の合意により延長できる。

ライセンス契約に有効期間が定められていない場合は、産業財産権事項を使用する権利の有効期間は契約の登録日から5年とする。

産業財産権事項の排他的権利の終了は、ライセンス契約解除になる。

ライセンシーは、ライセンス契約の条件に従って、サブライセンス契約又は包括起業家サブライセンス契約に基づき他者(サブライセンシー)に産業財産権事項を使用する権利を移転する権利を有する。ライセンシーは、ライセンス契約に別段の定めがない限り、サブライセンシーの行為についてライセンサーに対して責任を負う。産業財産権事項の排他的権利の他者への移転は、ライセンス契約解除をもたらさない。

(3) 産業財産権事項を使用する権利を許諾する契約及び追加契約は、書面で締結され、関係する国家登録簿に登録される。

### 第14-1条 排他的権利の移転及び産業財産権事項を使用する権利の許諾を登録するための条件

(1) 排他的権利の移転及び産業財産権事項を使用する権利の許諾は、契約当事者による申請の受領日から10就業日以内に關係する国家登録簿に情報を記入することにより登録される。書面での形式及び/又は登録要件を遵守できない場合は、契約は無効となる。

(2) 契約解除に伴う關係する国家登録簿の変更又は法的拘束力を有する裁判所の判決に基づく登録の取消しは、契約当事者による申請の受領日から1就業日以内に行われる。

登録情報に、所有権、性質又は内容に影響しない技術的誤りがある場合、關係当事者による申請の受領日から1就業日以内に誤りを訂正することができ、その旨の書面による通知が他方契約当事者に送付される。

(3) 登録を一時的に妨げる事由とは、次のものである。

- 1) 終了した産業財産権事項の排他的権利を回復するために一定期間を要する場合
- 2) 不完全な書類一式の提出又は提出書類における矛盾した情報の提示
- 3) 提出書類の提示情報と、国家登録簿の登録情報又はカザフスタン共和国が批准した国際登録簿の登録情報との相違
- (4) (3)に定める理由の何れかが存在すると認められた場合、申請人には問題を排除するよう通知が送付される。登録期間は通知の日から3月間延長される。
- (5) 登録を拒否される事由とは、次をいう。
  - 1) 終了した産業財産権事項の排他的権利の回復期間の満了
  - 2) 登録を一時的に妨げる問題を排除するための期間の満了
  - 3) 契約当事者ではない者からの登録の申請の受領
  - 4) ライセンス契約又は追加契約の不登録
  - 5) 産業財産権事項を使用する権利の許諾を妨げる、当事者が引き受ける義務の存在

#### **第14-2条 オープンライセンス**

- (1) 特許所有者は、専門家機構に産業財産権事項を使用する権利を何人にも許諾するための申請を提出することができる。
- (2) オープンライセンスに係る特許所有者の申請は、取り消せないものとし、登録の日から3年間有効とする。当該期間中、保護証書維持手数料は関係する国家登録簿に登録された翌年から半額に減額される。
- (3) オープンライセンスを取得しようとする者は、特許所有者とこれに対応する書面による契約を締結しなければならない。契約の条件に関する紛争は、裁判所が解決するものとする。
- (4) オープンライセンスとする権利の許諾は、特許所有者又は関係人の申請の受領日から1就業日以内に必要書類を添付して登録される。

#### **第15条 特許所有者の排他的権利に対する侵害**

- (1) 保護を受けている産業財産権事項を本法の規定に違反して使用する者は、特許所有者の排他的権利に対する侵害者とみなす(保護に対する侵害者)。

許諾を得ないで行われた場合には、保護を受けている産業財産権事項の助けを得て生産された生産物の使用、輸入、所持、販売の申出若しくはそれ以外の形での流通過程への導入又は保護を受けている方法の使用若しくは保護を受けている方法によって製造された生産物の流通過程への導入は、特許所有者の排他的権利に対する侵害とみなされる(保護に対する侵害)。反証がない限り、新規の生産物は保護を受けている方法によって製造されたものとみなす。
- (2) 特許所有者は下記事項を請求することができる。
  - 1) 保護に対する侵害の終結
  - 2) 保護に関する通知の最初の公告日以後に生じている損害及び人格的損害についての侵害者による賠償
  - 3) 保護に関する通知の最初の公告日以後における損害に代えての、保護に対する侵害者が得た利益の没収
  - 4) 損害又は利益の没収に代わるものとしての保護に対する侵害者による賠償であって、月

毎に計算される法定指数の 10,000 から 50,000 倍の金額。この賠償額は、訴訟によって決定される。

5) 保護に関する最初の公告日において、流通過程に導入されているか又はその目的で所持されており、かつ、保護を侵害すると認定されている生産物及び特に、保護を侵害する目的で計画されている手段の差押

6) 侵害された権利の所有者についての言及を含む、侵害通知についての強制的公表

(3) 使用権者も保護に対する侵害者に対して請求することができるが、その権利がライセンス契約に規定されていることを条件とする。

## 第5章 保護証書の発行手続

### 第16条 保護証書を取得するための出願

(1) 保護証書を取得するための願書は、本法第10条(1)の規定により、保護証書を取得する権利を有する者(以下、出願人という)が専門家機構に提出しなければならない。

(2) 保護証書を取得するための願書は、カザフ語又はロシア語で提出しなければならない。願書に付属する他の書類は、カザフ語、ロシア語等で提出することができる。カザフ語又はロシア語以外の言語によって提出される書類には、カザフ語又はロシア語の翻訳文を添付しなければならない。翻訳文は専門家機構に対して、出願日から2月以内に提出しなければならない。手数料を納付することを条件として、当該期間については、2月までの延長を受けることができる。

翻訳文を期限内に提出しなかった場合には、その出願は取下げとみなす。

(3) カザフスタン共和国の法律で規定されている場合を除き、出願及びその審査状況に関する情報を第三者に提供してはならない。

### 第17条 発明保護証書を取得するための出願

(1) 発明保護証書を取得するための出願(以下、発明出願という)は、単一の発明又は単一の発明概念を構成するように相互に密接に結合された一群の発明に関するものでなければならない(発明の単一性に関する要件)。

(2) 発明出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 保護証書を求める願書であって、発明の創作者及び保護証書を求めるものの名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの
- 2) 発明の詳細な説明であって、その技術において通常の技量を有する者が実行できるようにするもの
- 3) 発明クレームであって、発明の対象及び内容を記載したもの。クレームは、明瞭、正確であり、全面的に明細書によって裏付けられていなければならない。
- 4) 図面その他の資料であって、発明の性質を理解するのに必要なもの
- 5) 要約書
- 6) 代理人によって出願する場合での委任状

発明出願には、以下の証明書類を添付しなければならない。

- 1) 正式な審査手数料を含む出願手数料の支払
- 2) 手数料の減額事由

これらの書類は出願と同時に又は出願日から2月以内の何れかに提出することができる。手数料の納付を条件として、その期間は2月までの延長を受けることができる。

期限内に提出しなかった場合には、その出願は取下げとみなされる。

(3) 発明出願の出願日は、出願書類が出願と同時に提出される場合は、本条(2)の1)、2)及び4)に記載されている出願書類を専門家機構が受領した日又は最後の書類の受領日の内、何れか早く生じた日とする。

### 第18条 実用新案特許を取得するための出願

(1) 実用新案特許を取得するための出願(以下、実用新案出願という。)は、単一の実用新案



又は単一の発明思想を構成するように相互に密接に結合された一群の実用新案に関するものでなければならない(実用新案の単一性に関する要件)。

(2) 実用新案出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 特許の付与を求める願書であって、実用新案の創作者及び特許の付与を求める名義人の名称並びにそれらの者の居所又は事業所の宛先を表示したもの
- 2) 明細書であって、クレームされている実用新案を実施できるように詳細に開示したもの
- 3) クレームであって、実用新案の本質的特徴を記載し、かつ、全面的に明細書によって裏付けられているもの
- 4) 図面
- 5) 要約書
- 6) 代理人を通じて出願する場合には、委任状

実用新案出願には、所定の手数料の納付証又は所定の手数料の免除を証明する証拠を添付しなければならない。これらは、出願とともに又はその受領日から2月以内の何れかに提出することができる。この期間は、所定の手数料の納付を条件として、2月を超えない期間延長を受けることができる。

出願人が所定の期限内に所定の手数料の納付証を含む書類を提出しなかった場合には、その出願はされていないものとみなされる。

(3) 実用新案出願の出願日は、専門家機構が、実用新案特許の付与を求める願書であって、出願人の名称及び名(及び存在している場合はミドルネーム)又は正式名称を記載したもの、明細書、クレーム並びに図面を受領した日によって決定される。所定の要素が同時に提出されていない場合には、出願日は、最後の要素を受領した日によって決定される。

## 第19条 意匠特許の付与を求める出願

(1) 意匠特許の付与を求める出願(以下、「意匠出願」という)は、1の意匠のみ又は意匠の単一性要件を満たすように結合されている一群の意匠に関するものでなければならない。

(2) 意匠出願は下記のものを含んでいなければならない。

- 1) 特許を求める願書であって、意匠の創作者及び特許を求める者の名称を表示し、それらの者の宛先又は住所を記載したもの
- 2) 物品についての複製可能な図面一式であって、意匠の本質的特徴についての完全な詳細を提供するもの
- 4) 意匠についての説明であって、識別性を有する特徴を記載したもの
- 5) 代理人を通して出願する場合の委任状

意匠出願には、(存在している場合の)減額証明書を含め、出願手数料の受領証を添付しなければならない。これらの書類は、出願と同時に又は出願日から2月以内の何れかに提出することができる。手数料の納付を条件として、その期間に関しては2月までの延長を受けることができる。期限内に納付書類を提出しなかったときは、その出願は取下げとみなす。

(3) 意匠出願の出願日は、専門家機構が、書類が出願時に提出される場合には、出願書類であって、出願人の姓、名、(存在している場合は)父称若しくは完全な名称を記載した意匠願書を含むもの、説明書、図面(見本)を受領した日又は最後の書類を受領した日の内、何れか早く生じた方とする。

## 第 20 条 産業財産権事項の優先権

(1) 産業財産権事項の優先権は、第 17 条(3)、第 18 条(3)又は第 19 条(3)の規定に従って決定される、個々の産業財産権事項の特許出願日によって定める。

(2) 優先日は、産業財産権の保護に関するパリ条約の同盟国における又は条約に規定されている国際若しくは広域機関に対する最初の出願日とすることができるが(条約優先権)、ただし、発明又は実用新案の出願が前記の日から 12 月以内に又は意匠出願が前記の日から 6 月以内に専門家機構にされることを条件とする。出願人が不可抗力のために、前記期間内に条約優先権を求めることができない場合には、期間は、2 月を限度として延長を受けることができる。

条約優先権についての権利を行使しようと思う者は、それを願書において主張するか又は専門家機構への出願日から 2 月以内にその意図を宣言するかいずれかの方法を取らなければならない。その際には、最初の出願の認証謄本を添付するか又は専門家機構への出願日から 6 月以内に当該のものを提出しなければならない。

上記書類の不提出は、条約優先権についての権利の放棄とみなされる。この場合の優先日は、専門家機構への出願がされた日とみなす。

(3) 優先日は、補充的資料の受領日によって決定することができるが、当該補充的資料が、その補充的資料をクレームの内容を変更するという理由で却下する旨の専門家機構から出願人への通知から 3 月以内に、出願人によって独立した出願として提出されることを条件とする。ただし、その資料によって補充されるべき出願が該独立出願日までに取り下げられていない又は取り下げたとみなされていない場合に限られる。

(4) 優先権は、同一出願人が専門家機構にした先の出願が、優先権を求める出願の出願日までに取り下げられていないか又は取り下げられたとみなされていない場合には、先の出願日によって定めることができる。ただし、その出願が先の発明出願から 12 月以内又は先の実用新案若しくは意匠出願の日から 6 月以内にされることを条件とする。この場合には、先の出願は取り下げられたとみなす。

優先権は、それより先の優先権を求めている出願の出願日によって定められることはない。

(5) 分割出願において求められる産業財産権事項の優先権は、同一出願人が専門家機構に対してした、その事項を開示する最初の出願によるか又はそれより先の優先権が存在している場合には、最初の出願に係る優先日によって定める。ただし、分割出願が、専門家機構の反対されない否定的意見の前に又は専門家機構の肯定的意見の場合には、カザフスタン共和国の国家登録簿における登録の前に、されることを条件とする。

(6) 優先権は、2)から 5)までの規定に従って、複数の先の出願又はそれへの補充的資料によって定めることができる。

(7) 同一優先日を有する 2 以上の産業財産権事項があることが明らかな場合には、優先権は、専門家機構に対する、証明された最先の優先日を有する出願又は同一日における事件に関しては、専門家機構による最先の登録日を有する出願によって定める。

## 第 21 条 出願人が自発的にする出願の補正

(1) 出願人は、専門家機構に申請することによって、クレームされている産業財産権事項の要旨を変更しない出願書類の補正又は明確化及び保護証書の付与を受ける権利を移転する場合の出願人の表示に関する変更をする権利を有する。

出願人は、出願の受領日から2月以内に前記変更をする場合は、手数料を課せられない。

(2) 出願人の名称の変更があった場合の出願人の変更及び出願書類における技術的誤りの補正は、必要な納付がされていることを条件として、国家登録簿への産業財産権事項の登録日前にすることができる。

## 第22条 発明出願の審査

(1) 出願を受領したときは、専門家機構は第17条(2)1), 2)及び4)に定める必要書類の存在並びにその所定の条件の遵守を検証し、出願日を決定する。出願が第17条(2)1), 2)及び4)に定める要件並びにその所定の条件を満たさない場合には、専門家機構は前記事実について出願人に通知し、当該通知を送付した日から3月以内に、欠落している及び(又は)補正した書類(データ)を提出するよう示唆する。出願人が所定の期限内に請求された及び(又は)補正した書類(データ)を提供しなかった場合には、その出願はされていないものとみなされ、その後、出願人にはその旨が通知される。

(1-1) 発明出願の出願日を決定するに際しては、専門家機構は出願についての方式審査をする。方式審査において、出願書類は、第17条(2)の遵守について審査される。

(2) 第21条に従って手続をする出願人が補充的資料を提出したときには、その資料は、それがクレームされている発明の内容に合致しているか否かが検査される。

追加資料が最初の出願には含まれていなかった要素を含んでおり、かつ、それが発明クレームに含まれるべきものである場合には、その追加資料は発明の内容を変更するものとみなされる。追加資料がクレームされている発明の内容を変更するものである場合には、その資料は出願審査の対象とはされず、出願人に対して、出願人は上記資料を従属出願として出願することができる旨が通知される。

(3) 不備のある出願の出願人は、その出願に関する通知の日から3月以内に不備のある出願を完全なものとするか又は補正するよう請求される。

出願人が要求された書類を提出するか又は前記期間についての延長を受けるための申請をするかの何れもしない場合には、その出願は取り下げられたものとみなされる。

(4) 発明の単一性の要件に違反している出願の出願人は、通知の日から3月以内に、審査の対象とする発明を選択すること及び必要な場合には、その出願を補正することが必要である旨が通知される。最初の出願に含まれているそれ以外の発明は、分割出願として出願することができる。分割出願の優先権は、第20条(5)に従って決定される。

出願人が、発明の単一性の要件を満たしていないことについての通知を受けてから3月以内に、補正した書類を提出し、審査の対象とする発明を選択することをしない場合には、クレームの最初の事項及びその事項に、発明の単一性を満たすように結合されている事項のみが審査される。

(5) 方式審査が終了したときには、出願人には、その結果が通知される。

(7) 方式審査が専門家機構の肯定的意見を生じさせた場合には、同機構は出願の実体審査を開始する。

実体審査の目的は、クレームされている事項が法的に保護を受けることができるものであるか否かを確認すること、そのために、関係分野における先行技術、クレームされている事項の単一性要件の充足並びに第6条に定められている特許性を確認することにある。

実体審査を受けるためには、所定の手数料を納付しなければならない。

実体審査手数料の納付証は、出願人に対する方式審査結果の通知の日から3月以内に、専門家機構に提出しなければならない。

実体審査手数料を納付しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなす。

(8) 実体審査中に専門家機構は出願人に対し、補正された発明クレームを含め、審査に関連する補充的資料の提出を請求することができる。

専門家機構によって請求された補充的資料は、発明の内容を変更することができず、また、その請求日又は出願人が専門家機構による請求の日から2月以内に、出願人にとって不利な資料の送付を要求していた場合には、その発送の日から3月以内に提出しなければならない。

発明の内容を変更する補充的資料には、本条(2)に定められている手続を適用する。出願人が上記期間内に、請求された資料を提出しなかった又は所定期間の延長を請求しなかった場合には、その出願は取り下げられたとみなす。

(9) 出願を審査した結果、審査部が、提案された発明が出願人が法的保護を求める範囲において第6条の特許性に関する要件を満たすと確信する場合、発明に対する特許査定がなされる。専門家機構からの特許査定に係る通知の受領日から3月以内に、出願人は、特許の準備及び公告に係る手数料納付書を提出しなければならない。当該納付書を提出できない場合、期間回復に係る納付書が提出されることを条件として、納付期限は3月以内の日に再設定される。期間回復に係る納付書が提出されないときには、出願は取り下げられたものとみなし、出願手続は終結し、出願人には回復期間の満了日から1月以内にその旨通知される。

(10) 提案された発明が、出願人が法的保護を求める範囲において第6条の特許性に関する要件を満たさないと確信される場合、発明に対して拒絶査定がなされる。

拒絶査定は次の場合において、なされる。

1) その対象に関する出願は、発明として保護を受けることができない場合

2) 出願人が、提出されたクレームは最初の出願に含まれていなかった要素を含んでいる又は発明として保護を受けることができる要素の他に、発明としての保護に不適格な要素若しくは発明の単一性を満たしていないとして否認した審査の要素を含んでいると通知されたときに、その発明を補正しなかった場合

出願人は専門家機構の拒絶査定に関し、所管官庁に対し、その意見の郵送日から3月以内に異議申立をすることができる。異議申立は、その受領日から4月以内に、審判委員会によって検討される。

(11) 出願人は、出願審査中であって、専門家機構がその意見を発出する前に、革新特許を求める申し立てをすることができる。この場合には、審査は第22-1条に従って行われる。

(12) 出願人は、審査の過程で発見された、不利な資料の全てを閲覧することができる。専門家機構は、出願人が請求した資料の写を、請求書の受領日から1月以内に、出願人に対して発送する。

(13) 出願人が(3)、(4)、(7)、(8)及び(10)に定める期限を遵守しなかった場合には、専門家機構は、出願人が所定の手数料の納付証を含む書類を提出することを条件として、期間を回復することができる。

期間回復の請求は、当該期限の満了後12月以内に、出願人がすることができる。出願人は、審査官が請求した書類、納付書類の提出又は審判委員会への異議の申立と同時に、前記請求書を専門家機構に提出しなければならない。

(3)及び(8)に定める請求に対する応答又は追加資料の提出の時期は、期限前に提出された出願人の請求により、納付を条件として、所定の期間の満了日から6月を超えない期間延長を受けることができ、(10)による異議申立の時期は、期限日から3月を超えない期間延長を受けることができる。

(13-1)クレームされている発明が好ましい特許要件を有する対象に関する場合には、出願人の請求により、発明特許出願の審査は早期に実施される。

早期審査は、出願人による(1)、(1-1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)にいう要件の遵守を条件として、6月以内に下記事項を実施することを含む。

- 1) 方式審査
- 2) 情報調査
- 3) 実体審査

好ましい特許付与要件を有する対象の一覧は、所管官庁が決定する。

(14) 審査が、発明出願が秘密の情報を含んでいることを発見したときは、その出願は、国家秘密に関するカザフスタン共和国の法律の規定による秘密情報として分類される。

### 第23条 実用新案特許出願の審査

(1) 専門家機構にされた出願は、出願日を決定し、第18条(2)の1)、2)及び4)の要件の充足に関して処理される。出願が第18条(2)の1)、2)及び4)の規定に違反しているときには、専門家機構は出願人に対しそれについて通知し、その通知の日から3月以内に、その書類(情報)を完成するよう示唆する。出願人が期限内に書類を提出しないときは、その出願はなかったものとみなされ、出願人へ通知される。

専門家機構は出願書類の第18条(2)への適合性及び所定の要件に関して処理され、その後、優先日、クレームされている事項の実用新案としての保護可能性、実用新案の単一性要件についての適合が確認される。

クレームされている実用新案は、第7条(1)に定められている特許性に関しては処理されない。特許は出願人の危険負担と責任の下に付与される。

(2) 実用新案出願の審査の実施は第22条(2)、(3)、(4)及び(13)の規定に定められているところによる。審査により、出願が実用新案に関するものであり、かつ、書類が所定の要件を遵守していることが判明した場合には、専門家機構は、実用新案特許を付与する旨の決定を下す。

出願人は、特許を付与する旨の専門家機構の決定の受領日から3月以内に、特許付与及び公告の準備に係る所定の手数料の納付を確認する書類を専門家機構に提出しなければならない。出願人が所定の期限内に前記書類を提供しなかった場合には、期限回復の手数料支払を条件に、3月延長することができる。それ以外の場合には、出願は取り下げられたものとみなされ、出願手続は終了し、回復期間の満了日から1月以内に、出願人にはその旨が通知される。

(3) 審査の結果、出願が実用新案として保護を受けられる主題に関しないと確信される場合、実用新案の拒絶査定がなされる。拒絶査定は、出願人が提案したクレームが当初の出願資料にない特徴を含む旨通知された後に、その実用新案のクレームを補正しない場合又は実用新案として保護される主題に加えて実用新案として保護を受けられる主題に無関係の提案若しくは実用新案の単一性要件違反により審査が行われなかった提案の特徴も述べた場合に

もなされる。

出願人は、専門家機構による拒絶査定について、この送付の日から3月以内に所管官庁に審判請求する権利を有する。審判請求は、審判委員会によりその受領日から2月以内に審理される。

(4) 出願人は審査中の如何なるときにおいても又は特許所有者若しくは第三者は特許通知の公告があった後に、実用新案の特許性を評価するために、先行技術調査を行うよう請求することができる。その手続は、第22条(11)の規定によって定められているところによる。

## 第24条 意匠特許出願の審査

(1) 専門家機構は、意匠出願に関して方式審査及び実体審査の両方を行う。

(2) 方式審査においては、第19条(2)の1)、2)及び4)に定めるすべての必要書類が提出されているか否かが検証されるとともに、出願日及び優先日が決定される。

意匠特許の付与を求める出願に含まれる書類が所定の要件を遵守していない場合には、出願人は、勧告の受領日から3月以内に、補正した又は欠落している書類を提出するよう勧告される。

出願人が所定の期限内に、勧告に従わなかった又は前記期限の延長を請求しなかった場合には、その出願はされていないものとみなされ、出願人にはその旨が通知される。この期限は、適切な納付を条件として、ただし3月以下の延長を受けることができる。

審査中に第21条に従って出願に関する追加要素が提出された場合には、当該要素がクレームされている意匠の主題を変更するか否かが確認される。

追加要素がクレームに含まれるべき特徴を含んでおり、かつ、それが最初の出願には含まれていなかった場合には、その追加要素はクレームされている意匠の主題を変更するものとみなされる。クレームされている意匠の主題を変更する追加要素は、審査の目的で考慮されず、出願人が別個の出願として提出することができ、出願人にはその可能性が通知される。方式審査の終了後、出願人にはその結果が通知される。

(2-1) 意匠の単一性に関する要件に違反して出願がされたときは、出願人は、通知を受けた日から3月以内に、審査の対象とする意匠を告知し、必要な場合には、出願書類を明確化するよう勧告される。最初の出願資料に含まれる他の意匠は、分割出願に配分することができる。分割出願の優先権は、第20条(5)に従って設定される。

出願人が、単一性に関する要件の違反についての通知を受けた日から3月以内に、審査の対象とする意匠を示さず、所定の書類を提供しなかった場合には、説明書において最初に指定された対象及び最初のものに意匠の単一性に関する要件を満たすように関係している他の意匠の審査が行われる。

(3) 方式審査が肯定的結果に達したときには、専門家機構は出願の実体審査を行う。

実体審査の目的は、クレームされている意匠の法的保護可能性を確認することにあるので、その事項の審美的図案並びに第8条に定められている特許要件への適合を評価するために、その分野における先行技術が調査される。実体審査には、手数料の納付を必要とする。

実体審査手数料の受領証は、出願人に対する方式審査結果の通知の日から3月以内に専門家機構に提出しなければならない。

(4) 実体審査手続中、専門家機構は、審査の目的上不可欠な補充的資料を提出するよう出願人に要請する権限を有する。

専門家機構が要請した補充的資料は、発明の主題を修正することなく、要請の送付日から3月以内に提出しなければならない。

意匠の要旨を変更する部分についての補充的資料は、(1)に規定する手続に従うこととする。出願人が要請された資料又は所定期間内に期限延長申請を提出しない場合、出願は取り下げられたものとみなす。当該期間は適切な納付に従うことを条件として、3月を上限に延長することができる。

(5) 出願の実体審査の結果、専門家機構が、出願人が請求する法的保護の範囲においてクレームされた提案が第8条に定める意匠の特許性の要件を満たすと確信する場合、確立した優先権を示して特許査定がなされる。

出願人に特許査定が送付された日から3月以内に、出願人は、特許付与の準備及び公告に係る適切な納付証明書を専門家機構に提出しなければならない。当該納付証明書が提出されない場合、期間回復に係る手数料納付書が提出されることを条件として、納付期間は3月まで延長することができる。期間回復に係る手数料納付書が提出されないときには、出願は取り下げられたものとみなし、出願手続は終結し、出願人には回復期間の満了日から1月以内にその旨通知される。

(6) 出願人が請求する法的保護の範囲においてクレームされた意匠が意匠の特許性の条件を遵守しないことが立証される場合、意匠の拒絶査定がなされる。

出願が、意匠として保護を受けられない主題に関する場合又は意匠の単一性の要件違反に関連して審査が行われなかった場合にも、拒絶査定がなされる。

出願人は、専門家機構による拒絶査定について、その送付の日から3月以内に所管官庁に審判請求する権利を有する。審判請求は、審判委員会によりその受領日から2月以内に審理される。

(7) 出願人は、審査の過程で発見された、不利な資料の全てを閲覧することができる。専門家機構は、出願人が請求した資料の写を、請求書の受領日から1月以内に、出願人に対して発送する。

(8) 出願人が、(2)、(3)及び(4)に定められている期間内に手続をしなかった場合において出願人が回復手数料の納付を条件として、専門家機構はその不履行を回復することができる。

出願人はその期間満了から6月以内に、不履行に関する回復を請求することができる。請求書は、専門家機構が請求した書類又は審判委員会への異議申立書と同時に提出しなければならない。

## 第25条 産業財産権事項の登録；保護証書の発行

(1) 専門家機構は、関係する国家登録簿に次の登録を行う。

- 1) 保護証書の交付及びオープン／強制ライセンスの登録
- 2) 産業財産権事項の排他的権利の移転登録
- 3) 産業財産権事項を使用する権利許諾の登録
- 4) 発行された特許の終結又は無効の登録

関係する国家登録簿は、専門家機構のインターネットサイト上に掲載される。

(2) 登録に関する情報は、週次で公報に公告される。

(3) 特許出願に記載される創作者の人数に拘らず、出願人には特許1部のみが付与される。

出願人には、特許出願に名称が記載される産業財産権事項の創作者ごとの創作者身分証明書が発行される。

#### **第 26 条 保護証書の付与の詳細の公告**

- (1) 専門家機構は、出願日から 18 月の満了後に発明特許の付与の詳細を公報に公告し、実用新案特許及び意匠特許の場合には、12 月の満了後に公告する。出願人の請求により、専門家機構は、前記期限の満了前に付与の詳細を公告することができる。
- (2) 創作者は、保護証書通知において同人の創作者身分が記載される権利を放棄することができる。
- (3) 公告される通知の文言は、主管官庁が定める。
- (4) 保護証書通知の公告の後には、何人も出願書類及び専門家機構の先行技術調査書を無償で閲覧することができる。
- (5) 専門家機構は第 5 条 (3) の規定による保護証書更新又は国家登録簿における登録の変更についての通知を公告する。

#### **第 27 条 出願の取下**

出願人はその出願を、その産業財産権事項がそれに関するカザフスタン共和国の国家登録簿に登録されるまでは、取り下げることができる。

#### **第 28 条 出願の変更**

- (1) 専門家機構が発明特許出願に関する意見を発出する前においては、出願人は、それを実用新案出願に変更するよう申請することができる。
- (2) 実用新案出願は、専門家機構の意見が発出される前においては、申請書を提出し、それを発明出願に変更することができる。
- (3) 変更された出願は、原出願の優先権及び出願日を保持する。



## 第6章 保護証書の消滅又は更新

### 第29条 保護証書に対する異議申立

(1) 下記の事情がある場合には、保護証書の有効期間中の如何なるときにおいても、その有効性に異議申立をし、証書の全部又は一部を無効とすることができる。

- 1) 産業財産権事項が本法に定める特許要件に適合していない場合
- 2) 発明若しくは実用新案のクレーム又は意匠の識別的特徴に関する付属表が原出願には存在していなかった要素を含んでいる場合
- 3) 保護証書の発行が第37条についての違反である場合
- 4) 保護証書に創作者又は特許所有者についての誤記がある場合

(2) 保護証書についての異議申立は、上記(1)1)から3)までを事由として、所管官庁に対して行うことができる。審判委員会は、提出日から6月以内にその申立を審理する。異議申立人はその異議申立について特許所有者に通知しなければならない。

### 第30条 保護証書の無効及び早期終結

(1) 保護証書は、審判委員会又は裁判所によって下された決定の結果、全部又は一部を無効とされる。

保護証書が一部無効と認められた場合には、発明の残りの保護を受ける対象に関して、発明、実用新案又は意匠の何れかに新規特許が発行される。全部又は一部無効と認められた発明特許、実用新案特許又は意匠特許は、特許出願日から取り消される。

後に無効と認められた特許に基づいて締結されたライセンス許諾契約は、特許の無効判決時点で締結されていた範囲で引き続き有効。

無効とは、発明特許、実用新案特許又は意匠特許の付与に係る所管官庁の決定を取り消すこと及び適切な国家登録簿への登録を取り消すことをいう。

(2) 保護証書は下記の通り、期間前に終結する。

1) 特許所有者から所管官庁への申請があった場合において、公報に終結通知が公告された日。特許所有者が一群の産業財産権事項の一部に関して申請書を提出した場合には、申請書に記載された産業財産権事項に限り、終結される。

2) 維持手数料の不納

(3) 専門家機構は公報において、全部若しくは一部無効とされた又は期間前に終結された保護証書について公告する。

### 第31条 特許有効性の回復、中用権

(1) 特許所有者の請求により、第30条(2)2)に定める事由により期間前に終結した特許の有効性は、維持手数料の納付期限の満了から3年以内に回復することができる。回復請求書には、特許の回復のための書類の作成及び納付期間を超過した有効期間中の効力維持に係る納付証を添付しなければならない。

専門家機構は、特許の有効性の回復に関する情報を公報に公告する。特許有効性の回復日は、前記情報の公告日とする。

(2) 産業財産権事項に関し、特許の終結後、その回復前に、その使用を開始した者又はそのための必要な準備をした者は、その使用範囲を拡大しないことを条件として、当該事項を無

償で使用する権利を有する(中用権)。

中用権は、その産業財産権事項が使用されていたか又は当該使用のための必要な準備がされていた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

## 第7章 創作者、出願人又は特許所有者の権利の保護

### 第32条 審判委員会

(1) 審判委員会は、出願人による審判請求の裁判前の審理を目的とした所管官庁の管理下にある合議体である。

(2) 専門家機構による産業財産権事項の拒絶査定に対する審判請求は、審判委員会に提出することができる。当該審判請求の裁判前の審理は必須事項である。

(3) 審判委員会は、奇数名(最低5名)の構成員からなり、これには、発明、実用新案及び意匠の保護の分野における所管官庁の代表、科学、国家による工業革新活動支援及び保健医療の分野における所管官庁の代表並びにこれらの所管官庁の公的評議会の代表を含むものとする。

(4) 審判委員会には、次の者は含まれない。

1) 特許弁護士

2) 配偶者、近親者又は婚姻による親族

3) 専門家機構の職員

(5) 審判委員会の何れの構成員も次の場合には交代させられる。

1) (4)に基づき、忌避又は審判委員会の会議の参加者が宣言した異議

2) 一時的な障害、休暇又は出張による欠席

(6) 審判委員会の各会議は、所管機関の定める方法により、ビデオ録画を用いて開催される。

### 第32-1条 異議申立に関する、審判委員会の却下理由

(1) 異議申立は、次の事情においては却下することができる。

1) 審判委員会による審理が、カザフスタン共和国の法律によって禁止されている場合

2) 署名されていない異議申立書又は権限を有さない者が署名した異議申立書が提出された場合

3) 異議申立書の不提出又はその懈怠に関する原状回復請求の不提出

4) 異議申立書の完成、内容又は提出に関する不備を適切に除去しなかった場合

上記事由があった場合には、異議申立人には、異議申立の却下及び解除が通知される。

異議申立人又は代理人は、審判委員会の決定書が引き渡されるまでは異議申立を取り下げることができる。

### 第32-2条 審判請求の審理

(1) 審判委員会は、所管官庁が決定した方法により本法に定める期間内に、審判請求の審理を行うものとする。

(2) 審判請求を提出する期限を徒過した場合であって、期限を徒過した理由が提出書類に基づき妥当とみなすときは、審判委員会は依然審理のための審判請求を受理する可能性がある。

(3) 審判請求の審理期間は、申請人の書面請求により3月まで延長することができる。

(4) 審判委員会は、次の場合には会議の日付を延期することができる。

1) 審判請求人が会議に出席しなかった場合。ただし、当人の出席なく審判請求が審理され

ることを請求した場合は除く。

2) 審判請求人が追加の証拠を提示するための時間を請求した場合

(5) 審判委員会は、次の何れかの決定を行うものとする。

- 1) 審判請求を承認する決定
- 2) 審判請求を一部承認する決定
- 3) 審判請求の審理を行わない決定
- 4) 審判請求を棄却する決定

審判委員会は、自身が主導して審判請求の主題又は根拠を変更する権利は有さない。

(6) 審判委員会の構成員は全員、審判請求を審理する権利を等しく有するものとする。審判委員会は、構成員全員による多数決により決定を行う。

(7) なされた決定は決定の日から 10 日以内に審判請求人に送付される。

(8) 審判委員会は、審判請求人の請求により審判請求を審理しないこともできる。審判請求を審理しない決定は、審判委員会の会議議事録により記録される。

(9) なされた決定は、裁判所に不服申立することができる。

### 第 32-3 条 審判委員会の決定における誤記及び明らかな技術的誤りの訂正

(1) 審判請求についての決定を公開した後は、この決定を行った審判委員会は、決定を覆したり変更したりする権利は有さない。

(2) 審判委員会は、自身が主導して又は審判請求の利害関係人による請求かに拘らず、決定における如何なる誤記又は技術的誤りを訂正することができる。

訂正に関する事項は、審判委員会の会議で解決される。審判請求の利害関係人には、審判委員会の会議の日時及び場所が伝えられるが、会議に出席しないことが訂正を行う問題を検討するうえでの障害にはならない。

(3) 審判委員会の決定の訂正は、審判委員会の追加決定により記録される。

### 第 32-4 条 審判請求の不審理

(1) 審判委員会は、次の場合には審判請求を審理しないことができる。

1) 審判請求人が審判委員会の会議の日時及び場所を正式に通知され、審判請求人の出席なく当該審判請求が審理されることを請求しておらず、さらに、2 度目の召集状受領後も会議に出席しない場合

2) 審判請求人が自身の審判請求の取下請求を提出した場合

(2) 審判請求を審理しない決定は、審判委員会の会議議事録に記録される。

### 第 33 条 裁判による紛争の解決

(1) 下記紛争は裁判によって解決される

1. 産業財産権事項の創作者身分
2. 保護証書の適法性
3. 特許所有者の確認
4. 強制ライセンスの付与
5. 侵害であって、特許所有者が有する、保護を受けている産業財産権事項その他の権益を使用する排他的権利に関するもの

6. 保護を受けている産業財産権事項を使用するためのライセンス契約の締結又は使用
7. 先使用权又は中用権
8. 第10条(4)の規定による、雇用者から従業者である発明者に対する対価
9. 本法に定められている補償金の支払
- 10 保護証書から生じる権利保護に関するその他の紛争。当事者らは、仲裁又は調停により、(1)1, 2, 3, 4, 7及び10に定めるもの以外の紛争については解決に向けた合意を行うことができる。ただし、「仲裁に関する」カザフスタン共和国の法律及び「調停に関する」カザフスタン共和国の法律に禁止されている場合はこの限りではない。
  - (1-1) 第32条(2)に定める専門家機構による決定に対する訴えは、審判委員会により関連する審判請求が審理された後、裁判所に提出される。
  - (2) 判決が下された場合には、専門家機構は保護証書の変更についての通知を公告する。

#### **第34条 創作者、出願人又は特許所有者の権利に関する侵害の責任**

創作者身分の盗用、共同創作者身分への強制、産業財産権事項の要旨についての情報の公開前の創作者又は出願人の同意なき当該要旨の開示、保護された産業財産権事項の不法使用、外国における産業財産権事項の特許を受けるための手続違反は、カザフスタン共和国の法律に基づく責任を生じる。

## 第8章 最終規定

### 第35条 法定手数料

所管官庁は、特許弁護士の証明及び登録に関して、「税その他国家予算への義務的納付に関する」カザフスタン共和国の法律(税法)に基づき、税を課すものとする。

### 第36条 特許弁護士

(1) カザフスタン共和国の法律上の国民であり、ここに恒久的に居住し、高等教育の学位を有し、4年以上の職務経験を有する者は、証明を受け、特許弁護士登録簿に登録されることにより特許弁護士となる資格を有する。

特許弁護士登録簿に登録されるためには、候補者は証明手続に合格し、適格性の証明として特許弁護士証明書を取得しなければならない。

特許弁護士候補者の証明手続は、知的財産権事項の保護を規定するカザフスタン共和国の法律の知識を試験する形式で行われる。

特許弁護士候補者の証明手続の手順、特許弁護士登録簿への登録の手順及び当該登録簿の変更の手順は、所管官庁が決定するものとする。

特許弁護士登録簿は、所管官庁のインターネットサイト上で公開される。

(2) 下記の者に対しては、特許弁護士としての証明は否認される。

- 1) カザフスタン共和国の法の作用により、職務停止をされている者
- 2) 所管官庁又はその関係機関の役職員又は同人の近親者若しくは配偶者
- 3) 刑事処罰下にある者
- 4) 本法により、特許弁護士登録簿から削除されている者

(3) 下記の場合には、証明委員会の書面による決議によって、特許弁護士の職務を停止することができる。

- 1) 特許弁護士から証明委員会に対して請求があったとき
- 2) 所管官庁又はその関係機関の役職員を含め、特許弁護士が、カザフスタン共和国の法の作用により、職務停止者の一覧に記録されたとき
- 3) 第36-2条(5又は1の2)及び6))に言及する事情を調査するとき3)に言及した事情の場合には、特許弁護士は、3月以内に行われる、証明委員会の決定が行われるまでその職務が停止される。特許弁護士は、停止理由の終結に関する証明委員会の書面による決議があったときは、地位を回復する。

(4) 特許弁護士は知的財産権の法的保護に関する問題に関し、所管官庁又は専門家機構に対し、出願人又は特許所有者の代理を務める。出願人又は特許所有者は、所管官庁又は専門家機構に対して直接に対処することもできる。

カザフスタン共和国における非居住者である個人又は外国法人は、特許弁護士を通ず場合に限り、出願人、特許所有者又はその利害関係人として、所管官庁又はその関係機関と交渉することができる。

カザフスタン共和国の恒常的居住者であって、一時的に外国にいる者は、カザフスタン共和国における郵便宛先を届け出ることを条件として、出願人、特許所有者又は利害関係人として手続をすることができる。

(5) 特許弁護士に対して、代理人としての任命中に顧客から開示された情報は、秘密情報又

は他の法的に保護された秘密に関するカザフスタン共和国の法律の適用上、守秘義務があるとみなす。

### 第 36-1 条 特許弁護士の権利と義務

(1) 特許弁護士は出願人(個人又は法人)、その雇用者又は後者との民事契約下にある者のために下記の行為することができる。

- 1) 知的財産権に関する保護の問題、取得又は移転に関して助言をすること
- 2) 顧客、本人又は雇用者のために発明、実用新案又は意匠の出願書類を作成し、提出すること
- 3) 発明、実用新案及び意匠に関する権利の法的保護の問題に関し、通信を行うこと、審査の決定に関する異議申立書を作成し、送付すること、専門家機構の専門家審議会の会議に参加することを含め、所管官庁及び(又は)専門家機構と連携すること
- 4) ライセンス(サブライセンス)契約及び(又は)移転契約の作成、検討及び審査のための送付を補助すること

(2) 特許弁護士の権限は委任状により証明される。

(3) 特許弁護士は所管官庁又は専門家機構に対し、特許弁護士に発明出願、実用新案出願及び意匠出願の提出及び(又は)保護証書の受領並びに審判委員会に対する異議申立書の提出に関する事務を行う権限を付与する委任状の写を提供する。

委任状がカザフ語又はロシア語以外の言語(外国語)で提出される場合には、特許弁護士は、カザフ語及びロシア語翻訳文を必ず提供し、翻訳文に公証を受けなければならない。

(4) 特許弁護士は、利害が抵触する状況においては、すなわち、予想される顧客の利害に相反する利害を有する当事者の代理人となっているか若しくは助言をしていた場合には、又は特許弁護士の近親者若しくは配偶者若しくは配偶者の近親者がその事件に関する決議に公式に参加できるときには、代理人の指名を受けることができない。

### 第 36-2 条 特許弁護士証明書の撤回又は抹消

(1) 下記の事情においては、特許弁護士を証明委員会の決議によって特許弁護士登録簿から削除することができる。

- 1) 特許弁護士から証明委員会への請求があったとき
- 2) カザフスタン共和国の国籍の停止又はカザフスタン共和国外における恒久的居所の設定
- 3) 特許弁護士としての職業的業務の 5 年以上の停止
- 4) 特許弁護士に対する刑事罰の確定
- 5) 特許弁護士の死亡又は失踪若しくは死亡の宣言
- 6) 特許弁護士の責任能力の全部又は一部喪失の宣言

(2) 特許弁護士が上記事由 4)、5)又は6)によって登録簿から削除された場合には、その証明書は証明委員会の決議によって抹消され、特許弁護士登録簿にその旨の登録がされる。

(3) 上記 1)、2)又は3)に記載した事情の場合には、特許弁護士の証明書は、その特許弁護士又は適切な第三者からの請求に基づく証明委員会の決議によって抹消される。

本条(1)の 1)又は2)の定めにより登録簿から削除された特許弁護士は、無効事由が消滅し、無効通知の公表から 3 年以内に申請することを条件とし、昇進試験を受けることなく、特許弁護士登録を更新することができる。証明委員会は、提出された書類を処理して、本条(1)

の1)又は2)の無効事由の消滅を確認する。

上訴委員会は、特許弁護士が、顧客の代理人として行為するときに、適用法規に違反して行った行為に関する、個人又は法人の上訴を審理する権限を与えられている合議体とする。

(4) 特許弁護士登録簿から削除された特許弁護士は、登録簿への削除登録の日から特許弁護士としての行動をすることができず、また、その特許弁護士証明書は撤回されたか、又は抹消されたとみなされる。

(5) 個人又は法人が特許弁護士の行為に対して苦情申立をした場合、所管官庁は、奇数名の所管官庁の職員からなる上訴委員会を設置する。

上訴委員会による、苦情申立の審理中は、特許弁護士証明書の有効性は一時中断し、特許弁護士登録簿にこの旨記載される。

苦情申立の審理の結果に基づき、上訴委員会は次の何れかの決定を行う。

1) 所管官庁が裁判所に特許弁護士証明書の抹消を請求する陳述書を送付することを勧告する

2) 苦情申立を棄却する

上訴委員会の決定は、単純多数決により行われ、会議議事録に記録される。上訴委員会の決定は裁判所に不服申立することができる。

### **第 37 条 産業財産権事項の国際登録**

産業財産権事項の国際登録は、専門家機構に出願することにより行われる。

出願の検討に関する規則は、カザフスタン共和国が批准した国際条約に基づき所管官庁が承認するものとする。

### **第 38 条 外国の個人、法人又は無国籍者の権利**

(1) 外国の個人又は法人は本法によって付与される権利を、カザフスタン共和国の条約によって、又は互惠措置に基づいて、カザフスタン共和国の国民又は法人と同程度に享有する。

(2) カザフスタン共和国に居住する無国籍者は、本法又は産業財産権事項に関する他の規則によって付与される権利をカザフスタン共和国の国民又は法人と同程度に享有するが、本法又は他の法律的規定に別段の定めがあるときを除く。